

様式第 1 号 (第 3 条関係)

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	大津市立児童クラブへの通所の登録の決定		
根 拠 法 令 名	大津市立児童クラブ条例 (平成 12 年条例第 76 号)	⋮ (条項)	第 6 条
基 準 法 令 名	大津市立児童クラブ条例 (平成 12 年条例第 76 号)	⋮ (条項)	第 5 条
所 管 部 署	こども未来部 児童クラブ課		
標 準 処 理 期 間	1 5 日 ~ 3 0 日 間	法 定 処 理 期 間	— 日
<p>【審査基準】 ・ 文書の名称 【 大津市立児童クラブ通所資格に係る取扱要領 】</p> <p>・ 掲載図書等 【 大津市立児童クラブ通所案内 】</p> <p>・ 内 容 <input type="checkbox"/> 全部記載 <input checked="" type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載</p> <p>[大津市立児童クラブへの通所の登録の決定に係る審査基準]</p> <p>大津市立児童クラブへの通所の登録の決定に係る審査基準は、大津市立児童クラブ条例第 5 条に定める通所の資格を有する者であることを基準とする。なお、同条第 3 号アに規定する「昼間労働することを常態としていること」、同号エに規定する「常時介護」、同号カに規定する「これらに類するものとして市長が認める状態にあること」とは、それぞれ大津市立児童クラブ通所資格に係る取扱要領に定めるところによる。</p>			

参 考

[根拠法令]

大津市立児童クラブ条例

(通所の登録等)

第6条 保護者は、児童をクラブに通所させようとするときは、あらかじめ、その通所をさせようとするクラブを指定して、市長に申請し、通所の登録（以下「通所登録」という。）を受けなければならない。この場合において、当該保護者は、児童に長期休業期間保育（学年始め、夏季、冬季及び学年末における小学校等の休業日において行う短時間の保育をいう。以下同じ。）を受けさせようとするときは、通所登録の申請の際にその旨を申し出なければならない。

2 長期休業期間保育の保育時間は、午前8時から午後3時までとする。

[基準法令]

大津市立児童クラブ条例

(通所の資格)

第5条 クラブに通所することができる者は、次の各号のいずれにも該当する児童とする。

(1) 本市に住所を有すること。

(2) 小学校等に就学していること。

(3) 保護者のいずれもがそれぞれ（保護者が1人である場合には、その保護者が）次のいずれかに該当することにより、家庭において保育を受けることが困難であると認められること。

ア 昼間労働することを常態としていること。

イ 妊娠中であるか、又は出産後8週間を経過しないこと。

ウ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は身体に障害を有していること。

エ 同居の親族を常時介護していること。

オ 震災、風水害、火災その他の災害に罹災し、その復旧にあたっていること。

カ アからオまでに掲げるもののほか、これらに類するものとして市長が認める状態にあること。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。